(1) 従来のものと組成、栄養価等が著しく異なるもの

義務表示 (「大豆(高オレイン酸遺伝子組換え) | 等) (2) 従来のものと組成、栄養価が同等のもの ①加工後も組み換えられた DNA またはこれによって生じたタンパク質が検出できると されている加工食品(豆腐、コーンスナック菓子等) ア 分別生産流通管理\*が行われた ♪ 義務表示 遺伝子組換え農産物を原材料とす (「大豆(遺伝子組換え)」等) る場合 イ 遺伝子組換え農産物と非遺伝 ♪ 義務表示 子組換え農産物が分別されない (「大豆(遺伝子組換え不分別)」等) 農産物を原料とする場合 ウ 分別生産流通管理が行われた △ 任意表示 非遺伝子組換え農産物を原材料 ゛(「大豆(遺伝子組換えでない)」等) とする場合

②加工後に組み換えられた DNA 及びこれによって生じたたん白質が検出できない 加工食品 (大豆油, 醬油等)

表示不要(任意表示)

## 図1-6 遺伝子組換え食品の表示方法

\* 遺伝子組み換え農産物と非遺伝子組み換え農産物を、農場から食品製造業者まで生産、流通及び加工の各段階で相互に混入が起こらないように管理し、そのことが書類等により証明されていることをいう。

原料原産地の表示が義務付けられている食品は以下のとおりである.

①乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実 ②塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実 ③ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん ④異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他の野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの ⑤緑茶及び緑茶飲料 ⑥もち ⑦いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類 ⑧黒糖及び黒糖加工品 ⑨こんにゃく ⑩調味した食肉 ⑪ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵 ⑫表面をあぶった食肉 ⑬フライ種として衣をつけた食肉 ⑭合挽肉その他異種混合した食肉 ⑮素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類 ⑯塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類 ⑰調味した魚介類及び海藻類 ⑱こんぶ巻き ⑲ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類 ⑳表面をあぶった魚介類 ㉑フライ種として衣をつけた魚介類 ②④又は⑭に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの ㉓農産物漬物 ㉑野菜冷凍食品 ㉓うなぎ加工品 ㉒ かつお削りぶし

## (2) 生鮮食品の食品表示基準

すべての生鮮食品に課される横断的義務表示と、食品表示法施行以前のJAS法や食品衛生法の個別の食品の表示基準を引き継いだ個別的義務表示がある。横断的義務表示は名称と原産地表示である。

(a) 名称

その内容を表す一般的な名称を記載する.

- (b) 原産地
- ① 農産物